横浜市地域まちづくり推進委員会ヨコハマ市民まち普請事業部会設置要綱

制 定 平成 18 年 12 月 28 日 都支第 373 号 (局長決裁) 最近改正 平成 24 年 4 月 1 日 都地ま第 1938 号 (局長決裁)

(目的)

第1条 ヨコハマ市民まち普請事業における市民からの身近な生活環境の整備に関する提案を選考するため、横浜市地域まちづくり推進委員会の部会として、ヨコハマ市 民まち普請事業部会(以下「部会」という)を設置する。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、横浜市地域まちづくり推進条例及び同施行規 規則の例による。

(所掌事務)

- 第3条 部会の所掌事項は、次に掲げるものとする。
 - (1) ヨコハマ市民まち普請事業整備提案の選考に関すること。
 - (2) その他ヨコハマ市民まち普請事業整備提案の選考等についての必要な事項に関すること。

(組織)

第4条 部会は、8名以内をもって組織する。

(任期)

- 第5条 専門委員の任期は、施行規則に定めるところによる。ただし、欠員が生じた ときの補欠員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 専門委員は、再任することができる。

(部会長)

第6条 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する部会の委員又は専 門委員が、その職務を代理する。

(庶務)

第7条 部会の庶務は、都市整備局地域まちづくり課が処理にあたる。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
- 2この要綱は、平成24年4月1日から施行する。